

(社)日本建築学会 近畿支部
2012 年度第 4 回空気環境部会議事録 (案)

日時:2013 年 1 月 10 日(木)17:20~19:00

場所:キャンパスポート大阪 ルーム G

出席者:東(実)、阿部、井上、甲谷、河野、古賀、檜崎、萬羽、齋藤、山中(主査)、桃井(幹事)、安福(幹事, 記録)

資料:

- ・議事次第 資料 4-1
- ・2012 年度第 3 回空気環境部会議事録(案)(安福幹事) 資料 4-2
- ・[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル(平成 22 年 3 月)
(pp.1-13)
(pp.135-145)学校保健安全法(昭和 33 年 4 月 10 日)
(pp.146-159)学校環境衛生基準(平成 21 年 3 月 31 日) 資料 4-3
- ・学校施設の換気設備に関する調査研究報告書 資料 4-4
- ・必携 住宅の品質確保の促進等に関する法律 改訂版 2009 資料 4-5

議事:

1. 前回部会の議事確認

- ・ 資料 4-2 に基づき、前回議事録の確認を行った。

2. 学校保健安全法についての調査報告

・資料 4-3 と資料 4-4 に基づいて、萬羽委員より学校保健安全法の換気基準に関する調査報告があった。

・資料 4-3 には換気設備の設置や換気回数に関する記述はなかった。資料 4-4(p.1~)は関連法令(建築基準法と学校環境衛生の基準等)に基づいて計算した結果を記述している。

・資料 4-3 の CO₂ 1500ppm に対し、ビル管では 1000ppm という基準がある。

・(建築基準法)なぜ住宅と住宅以外で換気回数が違うか

$$\text{換気量 } Q=10(E+0.02n)A$$

$$10=1/C=1/0.1 \text{ m}^3/\text{mg}$$

$$E:\text{壁床からの放散量 mg/m}^2\text{h (ex. } 0.005 \times 9 \text{ ?)}$$

$$0.02 \text{ mg/m}^2\text{h: 床 } 1\text{m}^2\text{ ごとの家具の表面からの放散速度 mg/h}$$

$$n:\text{住宅 } 3, \text{ その他 } 1 \Rightarrow \text{ここが違う}$$

$$A:\text{床面積}$$

$$\text{換気回数 } n=10(E+0.02n)/h$$

$$h:\text{高さ m (ex. } 2.4)$$

・実際の測定は 2~3 月実施が多いが、夏測定するとより高くでることが多い。

・学校薬剤師は概ねどの学校にも配置されているが、学校薬剤師が必ずしも定期検査ができるかは限らない?

・(資料 4-3)検査の報告義務・罰則等はまだない(問題が起こった場合も学校医等と相談することになっている)。

・(資料 4-3) [改訂版]学校環境衛生管理マニュアル(平成 22 年 3 月)は、平成 21 年 3 月 31 日に「学校環境衛生の基準」が「学校環境衛生基準」に変わったことを受けて改訂されたものである。

・平成 21 年 3 月 31 日の改定は、より柔軟なものへの変更・測定方法の明確化を意図した改訂である。

3. 住宅の品質確保の促進等に関する法律についての調査報告

・次回、資料 4-5 に基づいて、阿部委員による住宅の品質確保の促進等に関する法律についての調査報告を予定することとなった。

次回部会：

日時:2013 年 3 月 29 日(金)14:00～17:00

場所:未定(見学会の場所による)

内容:見学会+各種換気基準の調査報告と検討(続き)

以上